

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,995,341	6,476,701
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,448,380	6,357,800
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,647,200	305,898
うち、外部流出予定額(△)	29,664	—
うち、上記以外に該当するものの額(△)	70,574	186,998
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	57,339	53,408
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	57,339	53,408
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,052,681	6,530,109
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	4,817	4,911
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	4,817	4,911
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,817	4,911
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	11,047,864	6,525,198
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,272,996	50,513,580
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,569,953	4,280,805
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	59,842,949	54,794,385
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	18.46%	11.90%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,100,793	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,753,280	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,818,674	—	—
我が国の政府関係機関向け	600,259	60,025	2,401
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	124,548,233	24,909,646	996,385
法人等向け	422,470	231,961	9,278
中小企業等向け及び個人向け	3,297,263	1,832,944	73,317
抵当権付住宅ローン	6,192,538	1,964,723	78,588
不動産取得等事業向け	3,684,788	3,599,508	143,980
三月以上延滞等	163,301	5,063	202
信用保証協会等保証付	13,611,308	1,348,117	53,924
共済約款貸付	—	—	—
出資等	518,176	518,176	20,727
（うち出資等のエクスポージャー）	518,176	518,176	20,727
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	14,462,077	20,802,828	832,113
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,294,980	10,737,450	429,498
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	62,248	155,620	6,224
証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	186,173,166	55,272,996	2,210,919
CVARリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	186,173,166	55,272,996	2,210,919
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
	4,569,953		182,798
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
	59,842,949		2,393,717

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,224,978	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	100,276	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,613,427	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	600,259	60,025	2,401
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	128,989,286	25,798,857	1,031,954
（うち第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	200,382	40,076	1,603
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,403,752	1,488,819	59,552
（うちトランザクター向け）	5,730	2,578	103
不動産関連向け	17,408,667	6,557,094	262,283
（うち自己居住用不動産等向け）	4,629,097	1,193,796	47,751
（うち賃貸用不動産向け）	12,708,859	5,298,332	211,933
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	70,710	64,965	2,598
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向け を除く）	163,589	83,630	3,345
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	16,961	8,004	320
取立未済手形	—	—	—
信用保証協会等による保証付	14,908,823	1,471,841	58,873
株式会社地域経済活性化支援機構等によ る保証付	—	—	—
株式等	534,330	534,330	21,373
共済約款貸付	—	—	—

(単位：千円)

項 目	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外	7,908,338	14,470,899	578,835
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,294,980	10,737,450	429,498
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	80,060	200,151	8,006
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,533,297	3,533,297	141,331
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計	176,073,073	50,513,580	2,020,543
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	176,073,073	50,513,580	2,020,543
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額 a	—	所要自己資本額 b=a×4%
	—	—	—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	—
	4,280,805	171,232	—
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	—
	54,794,385	2,191,775	—

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

項 目	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,280,805
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	171,232
B I	2,853,870
B I C	342,464

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり、使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		186,173,166	33,576,724	18,367,547	163,301
国外		—	—	—	—
地域別残高計		186,173,166	33,576,724	18,367,547	163,301
法人	農業	60,475	60,475	—	—
	林業	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設・不動産業	145,413	145,413	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	200,374	—	200,374	—
	金融・保険業	129,443,473	—	600,259	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	164,689	159,689	—	—
	日本国政府・地方公共団体	17,571,955	5,041	17,566,914	—
	上記以外	537,036	23,859	—	—
個人	33,281,970	33,182,244	—	159,713	
その他	4,767,777	—	—	3,588	
業種別残高計		186,173,166	33,576,724	18,367,547	163,301
1年以下		121,711,701	362,722	500,819	
1年超3年以下		670,515	670,515	—	
3年超5年以下		2,274,426	1,162,966	1,111,460	
5年超7年以下		2,121,990	1,620,555	501,434	
7年超10年以下		3,460,683	2,960,131	500,552	
10年超		42,205,264	26,451,983	15,753,280	
期限の定めのないもの		13,728,584	347,850	—	
残存期間別残高計		186,173,166	33,576,724	18,367,547	

(単位：千円)

		令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国内		176,073,073	34,800,288	2,514,345	180,551
国外		—	—	—	—
地域別残高計		176,073,073	34,800,288	2,514,345	180,551
法人	農業	55,300	55,300	—	—
	林業	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設・不動産業	213,779	213,779	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	200,382	—	200,382	—
	金融・保険業	133,889,525	—	600,259	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	58,250	53,250	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,713,704	—	1,713,704	—
	上記以外	524,330	—	—	—
個人		34,575,233	34,477,957	—	176,320
その他		4,842,567	—	—	4,231
業種別残高計		176,073,073	34,800,288	2,514,345	180,551
1年以下		129,298,993	309,707	—	
1年超3年以下		1,175,568	575,309	600,259	
3年超5年以下		2,323,570	1,310,921	1,012,648	
5年超7年以下		1,706,021	1,706,021	—	
7年超10年以下		3,818,228	3,217,295	600,933	
10年超		27,146,511	26,846,007	300,504	
期限の定めのないもの		10,604,178	835,025	—	
残存期間別残高計		176,073,073	34,800,288	2,514,345	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	62,243	57,339	—	62,243	57,339
個別貸倒引当金	155,672	159,645	—	155,672	159,645

(単位：千円)

区 分	令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	57,339	53,408	—	57,339	53,408
個別貸倒引当金	159,645	114,591	—	159,645	114,591

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和5年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他		
国内		155,672	159,645	—	155,672	159,645	
国外		—	—	—	—	—	
地域別計		155,672	159,645	—	155,672	159,645	
法人	農業	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
個人		155,672	159,645	—	155,672	159,645	—
業種別計		155,672	159,645	—	155,672	159,645	—

(単位：千円)

区 分		令和6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他		
国内		159,645	114,591	—	159,645	114,591	
国外		—	—	—	—	—	
地域別計		159,645	114,591	—	159,645	114,591	
法人	農業	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
個人		159,645	114,591	—	159,645	114,591	—
業種別計		159,645	114,591	—	159,645	114,591	—

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：千円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D	信用リスク・ア セットの額 E	
現金	0	1,224,978	—	1,224,978	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	100,276	—	100,276	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,613,427	—	1,613,427	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	600,259	—	600,259	—	60,025	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	128,989,286	—	128,989,286	—	25,798,857	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け （特定貸付債権向けを含む）	20～150	200,382	—	200,382	—	40,076	20
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,936,191	4,675,610	1,736,507	467,561	1,488,819	68
（うちトランザクター向け）	45	—	57,300	—	5,730	2,578	45
不動産関連向け	20～150	17,408,667	—	16,973,962	—	6,557,094	39
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	4,629,097	—	4,577,830	—	1,193,796	26
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	12,708,859	—	12,325,421	—	5,298,332	43
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	70,710	—	70,710	—	64,965	92
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く）	50～150	57,955	—	56,561	—	83,630	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	8,004	—	8,004	—	8,004	100
取立未済手形	20	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0～10	14,908,823	—	14,718,404	—	1,471,841	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	534,330	—	534,330	—	534,330	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—

[令和6年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
上記以外	100~1250	7,908,338	—	7,908,338	—	14,470,899	183
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,294,980	—	4,294,980	—	10,737,450	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	80,060	—	80,060	—	200,151	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,533,297	—	3,533,297	—	3,533,297	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					50,513,580	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を
勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	100,276	—	—	—	—	—	100,276						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	1,613,427	—	—	—	—	—	—	1,613,427					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	600,259	—	—	—	—	—	600,259					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	128,979,263	10,001	—	—	—	—	—	22	128,989,286				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)(うち特定貸付債権向け)	200,382	—	—	—	—	—	—	—	—	200,382			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—						
株式等	—	—	—	534,330	—	—	—	534,330					
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,730	222,972	803,958	1,171,408	2,204,068								
(うちトランザクター向け)	5,730	—	—	—	5,730								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	535,242	315,899	1,215,448	—	—	—	636,857	114,536	—	—	—	1,759,848	4,577,830
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け(うち貸貸用不動産向け)	3,751,826	1,697,274	—	4,643,745	—	1,402,509	690,685	—	123,365	—	16,017	12,325,421	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—	—						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	—	—	—										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け(うちADC向け)	—	43,310	27,400	70,710									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	5	2,414	54,042	100	56,561								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	8,004	—	—	8,004								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,224,978	—	—	—	—	1,224,978							
取立未済手形	—	—	—	—	—	—							
信用保証協会等による保証付	—	14,714,282	—	—	—	14,718,404							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減 効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	19,825,627	19,825,627
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	14,081,427	14,081,427
	リスク・ウエイト 20%	200,374	125,747,614	125,947,988
	リスク・ウエイト 35%	—	5,001,593	5,001,593
	リスク・ウエイト 50%	—	657,532	657,532
	リスク・ウエイト 75%	—	2,077,700	2,077,700
	リスク・ウエイト 100%	—	14,220,866	14,220,866
	リスク・ウエイト 150%	—	3,202	3,202
	リスク・ウエイト 250%	—	4,357,228	4,357,228
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—
合 計		200,374	185,972,792	186,173,166

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	157,793,874	—	—	157,160,876
40%～70%	7,481,607	57,300	10	7,327,446
75%	910,866	108,242	10	913,658
80%	—	—	10	—
85%	262,229	—	—	251,065
90%～100%	378,498	4,498,344	10	814,377
105%～130%	123,525	—	—	123,365
150%	97,352	—	—	97,352
250%	534,330	—	—	534,330
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	297	11,722	10	1,470
合計	167,582,582	4,675,610	10	167,223,941

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	29,200	—
中小企業等向けおよび個人向け	313,715	627,261
抵当権付住宅ローン	—	1,070,827
不動産取得等事業向け	5,663	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	60,932	521
合 計	409,511	1,698,611

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：千円)

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	203,939	714,093
自己居住用不動産等向け	116,335	1,823,286
賃貸用不動産向け	16,015	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	27,400	—
合 計	363,689	2,537,380

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、当JAでは対象となる取引はありません。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、ALM委員会等でリスク評価を行うこととしております。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、〔リスク管理基本方針〕（5～6頁）をご参照ください。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD C、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む。）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式②その他有価証券③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,813,156	4,813,156	4,829,310	4,829,310
合計	4,813,156	4,813,156	4,829,310	4,829,310

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは「貸借対照表計上額」の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少または損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、常勤役員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因(増加)は、主に運用リスクの増加によるものです。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B : 金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	2,692	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	256	25
3	スティープ化	798	3,278		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	793	361		
7	最大値	798	3,278	256	25
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,525		11,047	

